

## 部 会 に つ い て

環境審議会では、専門的調査や研究を要する事項について、効率よく審議を進めるため、部会を設置し検討することとしています。

この度の委員体制においても部会を設置し、専門的事項について審議を行う予定としています。

### ◆ 設置する部会

#### ・自然環境部会(部会委員については会長指名)

自然環境部会を設置し、自然環境の保全に関する事項について審議を行うこととします。なお、自然環境部会は、希少生物の生息状況や生息場所など、保全上、重要なデータを取り扱うことから非公開としています。

審議内容

- ・自然環境調査に関すること
- ・生物多様性あかし戦略の取り組みの方向性に関すること

#### ・地球温暖化対策推進部会(部会委員については会長指名)

地球温暖化対策推進部会を設置し、脱炭素社会の形成に関する事項について審議を行うこととします。

審議内容

- ・明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関すること